

危険業務従事者叙勲

政府から、第30回危険業務従事者叙勲受章者が発表されました。市内在住者では、次の方が栄誉に輝きました。

《瑞宝双光章》 松本 好弘氏 元大垣消防組合消防監／消防功労
 《瑞宝単光章》 平山 光一氏 元3等空尉／防衛功労
 小林 利邦氏 元愛知県警部／警察功労
 三輪 和男氏 元岐阜県警部／警察功労



軽自動車の納税通知書を発送

市は、軽自動車税の納税通知書を5月1日に発送します。納期限は5月31日です。

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車の手続きをした場合も、平成30年度分の軽自動車税は課税されます。

詳しくは、課税課諸税グループ (☎47-8143) へ。



工業統計調査にご協力を

経済産業省は、6月1日現在で工業統計調査を行います。

対象は、従業者が4人以上いる製造業を営むすべての事業所で、調査票は、5月中旬から統計調査員がお伺いして配布するか、国から郵送で届きます。

調査の結果は地域振興や中小企業施策などのための基礎資料として利用されます。

個別の回答内容は、厳重に保護されます。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、行政管理課 (☎47-8241) へ。

審議会を傍聴してみませんか

国民健康保険運営協議会		担当：窓口サービス課 (☎47-8132)
5/18(金)	13:30~14:30	市役所本庁舎2階 第1会議室
・平成30年度大垣市国民健康保険料率(案)について ほか		

5月は「自転車の安全利用推進月間」です。次の安全利用五則をしっかりと守り、交通マナーの向上に努めましょう。詳しくは、生活安全課 (☎47-7386) へ。

安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルール (飲酒運転・二人乗り・並んで進むのは禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認) を守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

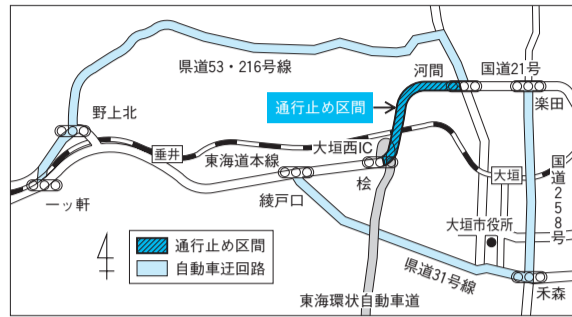


5月は自転車の安全利用推進月間

国道21号 夜間通行止め

東海環状自動車道の橋梁工事のため、国道21号(松交差点から河間交差点まで)の上下線の夜間通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、岐阜国道事務所工務課 (☎058-271-9814) へ。



- ◆ 規制日 / 5月19日(土)・26日(土)、6月2日(土)・9日(土) ※ 荒天の場合は通行止めを順延します
- ◆ 規制時間 / 午後10時～翌日午前6時

一般廃棄物減量計画書の提出

市は毎年、大規模事業所へ「一般廃棄物減量計画書」の提出をお願いしています。対象の事業所へは、5月中旬に関係書類を発送します。

* 対象 / 事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者または占有者

* 提出期限 / 5月31日

* 問合せ / クリーンセンター (☎89-9278) へ



5月1日から7日は憲法週間

裁判所では、5月1日から7日までを憲法週間と定めています。

全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」のその情報伝達試験が、5月16日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、市内160か

所。5月9日(水)には、岐阜地方裁判所において、一般の人を対象とした法廷などの見学会を予定しています。

詳しくは、同地方裁判所のHPまたは、同裁判所事務局総務課 (☎058-262-5122) へ。

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は地域を見守る身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。

市内では現在、357人の委員が担当地区で活動をしています。生活上の心配ごとや困りごとなど、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員にご相談ください。

詳しくは、社会福祉課 (☎47-7214) へ。

所にある防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所など130か所にある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。

詳しくは、生活安全課 (☎47-7385) へ。



快適な暮らしを支える下水道

下水道は正しく使いましょう!

下水道は衛生的で快適な生活を送るための公共施設です。そのため、下水道には何を流してもいいというわけではありません。

紙おむつ・ティッシュ・生理用品などや、台所から出る残飯・天ぷら油などは流さないでください。そのほか、『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであっても、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、お控えください。

また、点検用のマンホールにごみなどを捨てると、法律により罰せられます。一人ひとりがルールを守り、大切な公共財産である下水道を正しく使いましょう。



下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を進めています。下水道に切り替えると、河川や水路が清潔になり、悪臭や害虫の発生がなくなります。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いします。

工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

【問合せ】下水道課 (☎47-8714) へ